

# 令和3年第1回定例会（6月議会） 建設委員会（分科会）会議録

書記 伴 藤 崇 録

招集年月日時 令和3年6月15日（火曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 建設委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

## 1 議案第158号

秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 2 議案第161号

成瀬ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

## 3 付託案件以外の所管事項

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

## 1 議案第132号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第4号）  
（建設部の関係部門）

## 2 議案第135号

令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年6月15日（火曜日）

本日の会議案件

## 1 会議録署名員の指名

## 2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
建設部建設政策課	鎌田大将

## 会議の概要

午前10時34分 開議

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

説明者

建設部長	佐藤秀治
建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	浅井学
参事(兼)営繕課長	佐藤温
建設政策課長	三浦卓実
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治

## 委員長

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、川口委員、渡部委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

## 委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

## 委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

ここで、今後の委員会審査における議事整理の関係で、委員の皆様にお願ひがあります。

討論・採決の日に質疑を行う必要があるときは、事前に委員長及び書記に発言がある旨を御連絡いただきますようお願いいたします。

本日はこれをもって散会し、6月24日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開きま

す。  
散会します。

午前10時35分 散会

令和3年6月24日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項  
(質疑)
- 3 労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項  
(趣旨説明・質疑)
- 4 出納局関係の付託案件以外の所管事項  
(趣旨説明・質疑)
- 5 議案第132号  
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第4号）  
(建設部の関係部門) (趣旨説明・質疑)
- 6 議案第135号  
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第1号）  
(趣旨説明・質疑)
- 7 議案第158号  
秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 8 議案第161号  
成瀬ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について  
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小野一彦

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
建設部建設政策課	鎌田大将

## 会議の概要

午前10時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望

委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小野一彦

書記	伴藤崇
議会事務局議事課	村上忍
議会事務局政務調査課	鎌田大将
建設部建設政策課	

説明者

監査委員事務局長	智田邦英
首席監査監	袴田次郎
監査第一課長	進藤隆男
監査第二課長	高橋也人
労働委員会事務局長	岡崎佳治
審査調整課長	高橋一満

### 委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、川口分科員、渡部分科員を指名します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査を行います。

監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められていますので、これを許可します。

### 審査調整課長

【2月議会後の審査調整等の状況について提出資料により説明】

### 委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

### 渡部英治委員（分科員）

委員会の勉強会のとき（5月27日）に詳しい説明があったかもしれませんが、私は出席していなかったもので、もし重なっていたらすみませんと前置きしながら聞きます。委員会提出資料の1番目の不当労働行為救済申立事件の審査は、3月2日に和解成立しています。差し支えなければ、この具体的な内容を教えてもらえますか。

### 審査調整課長

勉強会では、これについては触れていませんでした。支障のない範囲で概要を説明します。

被申立人——使用者側は資料に記載のとおり宿泊業を営んでいます。県内に事業所があり、県外に本店がある会社です。労働組合に加入している労働者1名について、未払い賃金の有無あるいは労働者個人の働きぶりなどをめぐる争いが発生していました。

団体交渉の案件として申し入れた議題は、賃金の減額、懲戒処分、それから県外への配置転換などについてでした。資料にあるとおり、団体交渉の応諾と、もう一つ文書掲示というのがあります。文書掲示とは、不当労働行為を反省して陳謝し、同じような行為を繰り返さないと約束する文書を掲示するもので、一般にポストノティスと言われています。組合側が県内での団体交渉を申し入れるも、本店が県外（この県外は秋田県外の意味。）のため、新型コロナウイルスなどを理由にして、県外（この県外は秋田県の意味。）での団体交渉を使用者側が断ったということで、そもそもの団体交渉場所をめぐって平行線をたどったという事例でした。

申立て後、合計4回の調査を実施しています。県庁内の会議室に申立人など当事者を呼び出し、4回話し合いを行いました。11月に1回、12月に1回、1月に1回、3月に1回行いました。初回は手続きなどの説明で30分程度で終わっていますが、2回目、3回目、4回目は、双方からの聞き取り調査、書類審査があるので、1時間半から1時間40分程度の会議となっています。4回目で和解協定締結に至り、申立て自体は取下げという扱いになりました。

#### **渡部英治委員（分科員）**

詳しい説明ありがとうございました。コロナ禍での賃金不払い、あるいは宿泊業や観光業界の状況からすると——今見ている資料は令和2年度についてですが、令和3年度についてもそうした事案が出てくるのではないかと心配されます。

資料の一番下の3番目（個別労働関係紛争のあっせん）に医療福祉関係とあり、これは打切りになっています。打切りに至った経緯はどのようなものでしたか。

#### **審査調整課長**

打切りに至ったということは、使用者側があっせんに応じなかったということですが、こちらは事実認定について平行線をたどったものでした。申立ての内容や労使双方に対する最初の調査によれば、50代の男性の方が、職場で女性に対してセクハラのような行為をし、あるいは利用者や同僚の女性に対して暴言を吐いたりといった事案で、そのような人に対して金銭の支払いや調整のステージに立つ必要はないということで、使用者側があっせんに頑なに応じませんでした。こういう経緯で打切りになっ

た事案です。

#### **渡部英治委員（分科員）**

先ほどの1番（不当労働行為救済申立事件の審査）に戻ります。4回の調査は、こちらに来てもらうというのが基本スタンスなのですか。場合によってはこちらから出向くことはあるのですか。

#### **審査調整課長**

調査、審問ですが、対面が原則になっているので、よほどの事情がない限り出向くことはありません。

#### **渡部英治委員（分科員）**

対面に関して確認ですが、これは少人数で行うということで、大人数が一堂に会するというということではないですね。

#### **審査調整課長**

大人数ではありません。調整をする人数は公労使の委員と事務局を含めて、4人プラスアルファくらいです。また、控室を労使別に設けており、調製をする際は別々に労働委員会室に入ってもらうことにしていますので、大人数で集まることはありません。

#### **鳥井修委員（分科員）**

個別労働関係紛争のあっせんについてですが、勉強会のときに頂いた資料では、多くが打切りになっていて、個人の方の打切りの事案をできるだけ救い上げてほしいというお願いをしていました。今年度の取組についての思いなどをお聞かせください。

#### **審査調整課長**

勉強会のときに、相手側があっせんに応じない場合は打切りという扱いになると話をしました。

今年度の相談状況を話しますと、令和3年4月から6月17日までで——以前からあっせんの事前相談という形で電話相談を受けておりますが——8人から相談がありました。同じ人が複数回相談することもありますので、合計11回、それなりの時間を掛けて電話相談を受けております。その中で、新型コロナウイルスに関連する相談が3件ありました。令和2年4月から2年間の有期雇用契約を結んでいるが、コロナの影響で雇止めされないか心配であるという内容が1件、労働組合との団体交渉を控えているが、コロナの影響により、代表取締役のみが秋田に来て、幹部職員の一部はZoom（パソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスを使用して、オンラインでセミナーや会議を開催するために開発されたアプリケーションのこと。）による参加とすることに問題はないかという内容が1件、また、これに対して労働者側からも電話があり、会社側とどういったやり取りがあったのかという内容が1件でした。

今後の取組ですが、あっせんは経験値やスキルが大事になってきます。普段の研さんはもとより、新任の委員が2人いるので、研修会を引き続き充実していかなければいけないと思っています。早速4月

に、実際の問題をテーマにした研修会を実施しました。また、中央労働委員会が民事訴訟におけるIT化の推進を参考にするという方針案を打ち出したことから、来月7月に、弁護士の委員を講師として研修会を開く予定です。秋以降も、研修計画に沿って講演会を計画しており、絶えずスキルアップを図る努力をしています。

広報関係については、全国的に10月を個別労働関係紛争のあっせんの周知月間としています。令和2年度はコロナの影響でできませんでしたが、例年はJRの秋田駅前の自由通路などでリーフレットやティッシュペーパーを配っており、なるべく多くの人に知ってもらい、労働委員会やあっせん制度を活用していただきたいと考えています。

#### 鳥井修委員（分科員）

個人と経営者側に関する案件は、議論が平行線をたどって解決しないというのが現状だと思います。また、個人でそういう申請をするのも難しいと思います。是非幅広く、課長が話した研修会等でスキルアップをしていただき、コロナ禍で大変だと思いますが、できるだけ個人の方々を救えるように、今年も頑張っただければと思います。

#### 審査調整課長

昨年ではできなかった広報活動をしていきたいと思っています。

また、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会——メンバーは労働局、地方裁判所、弁護士会、県社会保険労務士会、県司法書士会、法テラス秋田、連合秋田、県雇用労働政策課、労働委員会——という会議がありまして、様々な労働相談の内容を情報交換したり話し合う場があります。こちらでも昨年開くことができませんでしたが、そうしたところも活用していきたいと思っています。

#### 川口一委員（分科員）

労働委員会に出てくる案件は、労働組合といったある程度大きい組織のあっせんが主だと思っておりますが、委員会提出資料の下のほうにある個別の労働関係紛争のあっせんの申請者は労働者となっております。県内にも大きい会社、小さい会社、いろいろありますが、過去にユニオンという組織があって、小さい会社の労働者を救済していたと記憶しています。今その組織はどのような状況になっていますか。

#### 審査調整課長

ユニオンは昔からあったと思いますが、現在も活動しており、秋田市や大館市など、県内何か所かにあります。我々としては、機会があるごとにユニオンと意見交換をしています。

電話相談の際に、例えば県北の相談者に対しては、近くにユニオンがありますと言ったり、法テラス鹿角がありますと言ったり、そうした相談対応もして

います。なお、今もユニオンからの申請はあります。

#### 川口一委員（分科員）

働いている方々の業種を問わず、小さい職場等でも様々な悩みがあると思います。ユニオンなどを通じて、働く方々が悩みを共有していますが、更に相談するにはどこへ行ったらいいのかわからないという課題は以前からありました。その辺について安心していただくためにも、PRをしていただければありがたいです。局長はどう考えますか。

#### 労働委員会事務局長

秋田県には、ユニオン——合同労組が現在8つあります。組合員数が1桁台のところもあれば、80名などの大きなところもあります。労働委員会の現状などを説明しながら情報交換を図っており、これからも続けていきたいと思っています。

#### 川口一委員（分科員）

特にこのコロナ禍になってから、職場の環境等でのいろいろな悩みが出てきていると思います。安心して働ける環境を作っていくのも、私たちの仕事だと思っていますので、そういう悩みのある方々の救済窓口を広げていただければと思います。

#### 委員長（会長）

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### 委員長（会長）

以上で、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

-----  
午前11時22分 再開

#### 出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英治
委員（分科員）	小野 一彦

#### 説明者

会計管理者(兼)出納局長	奈良 聡
出納局次長	片村 有希
出納局次長	武藤 秀男
参事(兼)財産活用課長	池田 公幸
参事(兼)	
総務事務センター長	相馬 真一
会計課長	嘉藤 佳奈子
検査課長	酒井 不二彦

### 委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

出納局関係の審査を行います。

出納局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

### 会計課長

【令和2年度一般会計決算概況について提出資料により説明】

### 委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課、センター一括して行います。

### 渡部英治委員（分科員）

会計課長から説明がありました。新型コロナウイルスの感染症対策が収入にも支出にも大きく影響しています。国からの臨時交付金と包括支援金で約330億円の収入があり、それぞれ支出がありますが、どの程度執行されて、どの程度残っているか把握していますか。

### 会計課長

実績について担当課からまだ報告を受けていないので把握していません。ただ、主にどのような事業に使われているかは承知しています。

### 渡部英治委員（分科員）

それは大体分かるので結構です。

2ページ（委員会提出資料）に、歳入の決算額と歳出の決算額が個々に出ています。歳入における対前年度の増減額を見ると、地方交付税は61億円増、地方消費税清算金は81億円増、国庫支出金は383億円増となっています。地方交付税が増になっているのは、コロナの影響があるのですか。

### 会計課長

財政課からは、地方交付税の算定について、秋田県のように人口減少が著しくて、少子高齢化が進んでいる地方自治体に重点的に配分される算定項目が、令和2年度から追加されたため、地方交付税が増額されていると伺っています。

### 渡部英治委員（分科員）

県税の対前年度の増減額はほとんど横ばいで、ある程度順調な収入になっていると思います。ただ、先ほど1ページのところで未収の話がありました。コロナ禍により県税の収納率は下がっているのではと心配しています。その辺の傾向はどうですか。

### 会計課長

税務課から頂いている資料を今見っていますが、令和2年度の収納率は、現年度課税分では99.27

%となっています。コロナの関係では、徴収猶予の特例制度——新型コロナウイルスの影響によりそういう制度がありまして、令和2年度に、法人事業税を中心に5億円ほど徴収猶予したと伺っています。

### 渡部英治委員（分科員）

コロナの影響により事業主の収入が減るなどで、どうしても県税に影響が出ると思っていたのですが、もしかしたら、そういう影響は令和3年度に如実に出てくるのでしょうか。その辺はどのように見えますか。

### 会計課長

例えば個人県民税については、前年度所得に課税されるので、令和2年度の県税収入においてはコロナの影響はなかったと伺っています。令和3年度の県税収入については、令和2年度の所得に課税されるので、大きく影響が出てくると思います。

### 渡部英治委員（分科員）

問題は全体的にそういう傾向になったとき——地方交付税などはある程度確保されとしても——県民全体の所得がままならない状況で最も基本になる県税が伸び悩むというのは、将来的にも心配です。局長は、これからの秋田県の財源など財政に関して、どのような認識を持っていますか。

### 会計管理者（兼）出納局長

税収、特に個人事業税については、今年度はコロナ禍による個人所得の減少の影響が出てきます。法人についても、景気の低迷ということもあり、税収はかなり不確かなところがあるかと思っています。

ただ、歳入のほうを見ますと、先ほど課長から説明がありました。地方消費税や地方交付税が増ということで、特に地方消費税については、令和元年10月に消費税率が上がった部分が大きく伸びていて、一定程度、一般財源の確保はできる気はします。

いずれにしても、今後の社会経済情勢が非常に不安定なので、堅実な財政運営をしていかなければいけないと思います。

### 小野一彦委員（分科員）

1ページ（委員会提出資料）ですが、令和元年度の不用額は80億円であり、令和2年度は221億円と、対前年度で140億円増額となっています。令和元年度もコロナ関係で対応しなければならない部分はあったと思います。令和2年度は、一年を通してコロナのことなど様々な危機に備えなければならなかったでしょうし、新しい時代に対応した試験研究的な施策もあったと思いますが、不用額の主な内訳はどのようになっていますか。

### 会計課長

不用額の内訳としては、コロナ関係の疾病予防費で41億円の不用額となっています。金融対策であ

る制度融資安定資金は31億円ほどの不用額となっています。

#### 瓜生望委員（分科員）

3ページ（委員会提出資料）のRPA（Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。）に関してお聞きします。その後の検討状況のところでは、RPAに踏み込めない状況であると記載されています。会計事務の審査は確認する書類が多いとのことですが、こういったところこそ、RPAというのは利いてくると思います。ほかの自治体の例を見てみると、会計に関する部分でもRPAの取組はあり、作業時間の大幅な削減につながっているいい事例があります。こうしたところも研究しながら、早い段階で導入していったほうが——最初は大変だと思えますが——職員の作業時間が大幅に削減される点を鑑みても非常に重要なことだと思います。時期的にいつから踏み込んでいくお考えなのか、予定をお聞かせください。

#### 会計課長

システムに関して具体的な予定は立てていませんが、審査業務も行っているので、業務改善という視点で、身近なところからデジタル化に取り組める部分があれば進めていきたいと考えています。

#### 瓜生望委員（分科員）

実際にどのような部分でRPAを使えるか、まずは職員のほうでいろいろとリストアップしていきながら具体的に何%くらい進めていく、といった進め方で取り組んだほうがいいのではないかと思います。引き続きスピーディーによりしくお願いします。

#### 佐藤信喜委員（分科員）

今に関連してですが、これに関する課題はとも多いと思うのです。その中でどのような課題が最も負担が大きいと認識していますか。

#### 会計課長

出納局は、出納執行する段階において、処理が正しくなされているかというのを審査していますが、契約書など複数の書類を見比べながら複数人でチェックしているので、その辺りがきちんとできなければ、RPAや電子決裁には踏み込めないと考えています。

#### 佐藤信喜委員（分科員）

今秋田県が使っている財務会計システムは、県独自のものですか。それとも広域性のあるシステムを使っているのですか。また、どこの企業のものですか。

#### 会計課長

財務会計システムは秋田県独自のものです。導入から8年ほどになります。財務会計システムの所管課

は以前の情報企画課（現在のデジタル政策推進課）で、私どもは運用しているという立場にあります。どこの企業のものかは把握しておりません。

#### 委員長（会長）

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### 委員長（会長）

以上で、出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時15分とします。

午前11時44分 休憩

午後 1時14分 再開

#### 出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英治
委員（分科員）	小野 一彦

#### 説明者

建設部長	佐藤 秀治
建設部建設技監	田中 倫英
建設部港湾技監	鮫島 和範
建設部次長	佐々木 寿一
建設部次長	奈良 滋
建設部建設産業振興統括監	浅井 学
参事(兼)営繕課長	佐藤 温
建設政策課長	三浦 卓実
技術管理課長	小野 潔
都市計画課長	伊勢 弘
下水道マネジメント推進課長	川村 潤
道路課長	川辺 透
河川砂防課長	田森 清美
港湾空港課長	伊藤 邦昭
建築住宅課長	中野 賢俊

#### 委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部関係の議案に関する審査を行います。

議案第158号、議案第161号、以上2件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第132号のうち建設部に関係する部門、並びに議案第135号に関する審査を行います。

建設部長の説明を求めます。

#### **建設部長**

【部局関係説明書により説明】

#### **委員長（会長）**

次に、関係課長の説明を求めます。

#### **建設政策課長**

【提出資料により説明】

#### **都市計画課長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

#### **下水道マネジメント推進課長**

【議案〔21〕及び提出資料により説明】

#### **道路課長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

#### **河川砂防課長**

【議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

#### **港湾空港課長**

【議案〔21〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

#### **建築住宅課長**

【議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

#### **委員長（会長）**

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

成瀬ダムの件（成瀬ダムの第3回基本計画の変更について）から聞きます。まず、第3回目の基本計画の変更について、5月31日付で国土交通大臣から通知があって、知事が意見を求められました。今までの経緯を見ますと、平成25年度に第1回基本計画変更、平成29年度に第2回基本計画変更、平成30年度に本体工事に着手しています。着手してから4年くらい経っています。この段階で700億円くらい的大幅な工事費の変更というのはあり得るのかと疑問を感じたのですが、どのように認識していますか。

#### **河川砂防課長**

前は平成29年度に基本計画を変更しており、それを受けて平成30年度から本体工事に着手しています。平成29年度の基本計画変更時点では、平成27年度の単価をもって事業費を算定している状況でした。

しかし、平成27年度以降、労務単価や資材単価が毎年のように上昇しており、令和8年くらいまでの単価上昇を見込んだ場合、ここに示している420億円強の掛かり増しになります。

また、本体工事に着手して、実際に掘削を進めていくと、当初では想定し得ない地質が現れたため、

追加の対策工事等が必要になり、310億円ほどの増額につながっています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

それなりの理由があることは分かりますが、総事業費が1,500億円から2,200億円に変更となり、700億円増えるということは、単純に言えば半分も増加するということになります。ここが、こういう事案はあるのかという疑問点です。

この総事業に対する県負担額は、現行は17.5%で、変更後は17.9%となりますが、この負担率の根拠はどのようになっていますか。

#### **河川砂防課長**

県の負担率に関してですが、河川事業という分野で負担していきます。河川事業の負担率は決まっているのですが、そのほかに後進地域のかさ上げ係数というものが毎年変化してきているので、これまでの負担と今後の負担は若干合わなくなってきています。今年度の後進地域の係数では、約19%くらいになります。

#### **渡部英治委員（分科員）**

一定の基準があって、変更の内容によりいろんな要素が加わって、負担率の変化も若干はあるということですか。当初から例えば19%なら19%ですとっていくということではないのですか。

#### **河川砂防課長**

基本的な負担は変わりませんが、後進地域のかさ上げ係数というものが毎年変わってくる関係上、県の負担と国の負担が若干変動してきています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

知事の意見を求められているので、県の負担割合や負担額が妥当かどうかというのは当然検証していきますよね。主な理由（委員会提出資料4（2））に記載されている要素について、今後、県として検証していくと思いますが、どのように検証していきますか。

#### **河川砂防課長**

今回の変更にあたっては、変更の要因に関する数値データや資料等を国から頂いています。それについて、県としても必要な検証をして、かなりの回数質疑等をしているところです。

また、成瀬ダムのマネジメント委員会というのがあり、その席上で事業の進捗や今後の見通しなどが毎年報告されますので、そういう機会を捉えて検証していきたいと思います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

ダムの工期が令和6年度までから令和8年度まで延びることは、変な言い方をすると、多くの建設関係者がいるので地元ではいろんなプラスの部分もないわけではありません。しかし、様々な目的を持っている成瀬ダムの完成が2年間延びるということは、



秋田県にとっては非常に問題があるのではないかと思います。計画変更は工期と連動します。工期が2年間延びる計画変更について、今の段階では妥当と考えているのですか。

#### 河川砂防課長

工期の2年間延伸については、工事が進捗することによって明らかとなってきた不良な地質に対して、ダム安全性を確保するために必要な対策工事の検討や調査、あるいは追加工事をするためであると聞いています。

ただ、委員がおっしゃるとおり、ダムの効果を発現するためには、いくらでも早く完成しなければなりませんので、県としては機会あるごとに一日も早い完成を求めています。

#### 渡部英治委員（分科員）

これは大事業であるし、県としても重要な意味を持っています。今の答弁にあったように、このダムは治水対策でもあり、大きな意味を持っています。これから知事が意見を述べるまでの間に、地元など様々なところと協議したり意見を聞いたりすることが必要になってくると思いますが、部長、その辺はどのように対応していきますか。

#### 建設部長

今回の変更に関しては、利水者——大仙市、横手市、湯沢市の上水道、かんがいいろいろと絡みます。それらの利水者に対しては国から丁寧に事情を全て説明しており、利水者の反応としては、あらかたやむを得ないのかな、というものと聞いています。

なお、上水道とかかんがいに関しては、ダムの完成が2年遅れることによって影響が出てきますので、暫定水利権——各河川に定められている渇水流量を超える部分について、一時的に取水できる手続きを進めていこうと考えています。

#### 小野一彦委員（分科員）

国交省がプレスリリースしたときの資料の中に変更理由が記載されています。そこには、ダム本体の基礎掘削により判明した、設計時の想定と異なる地層に対して、ダムの安全性を確保するための対策工事だということが記載されています。設計時の想定地層というと、大体秋田県内のこのエリアは何か地層で何千万年前のものだとか、由利本荘市でいえば鳥海山の岩層なだれのもろいものだとか、エリアによってある程度想定されていて、しかも事前の調査である程度分かっていることではなかったのですか。

#### 河川砂防課長

地質等については、既存の文献によってある程度は分かるので、一定程度の想定はしていたと思います。

ただ、地質、地盤というのは、自然に形成されて、一般にその性質や分布は不均質で複雑です。事前の調査によって得られる情報は限定的なので、実際に掘削して直接確認しないと正確な情報は得られない場合が多いというのが実態です。成瀬ダムの基礎となるこの岩盤は約1,000万年ほど前に堆積した泥や砂、火山灰や火砕流が固まった地層ですので、そういうのも関係して局所的に脆弱な部分が見つかって、その対策が必要になったと考えています。

#### 小野一彦委員（分科員）

社会的要因として、労務及び資材単価、それから消費税等の増額で428億円となっていますが、この増額分の大体の内訳はどのような構成になっていますか。

#### 河川砂防課長

社会的要因によって変化した増額分は、まず一つは、労務、一般的な資材、機械経費の上昇ですが、これは平成27年度単価に比較してかなりアップしており、額としては約280億円ほどの増加になっています。そのほかの資材の中でも、コンクリートを作る際のセメントや骨材の単価が特に上昇しており、それで約120億円ほど増加しています。もう一つ、消費税については、令和元年10月に税率が変わり、それに伴って約28億円ほどの増となっています。

#### 小野一彦委員（分科員）

コスト削減の中身について、先ほど、機械化などと説明がありましたが、コスト削減のための工法の内容などについて、もう少し詳しく教えてください。

#### 河川砂防課長

約46億円のコスト削減の内訳として、まず一つがダムの基礎についてです。仕上げ掘削と清掃というのがありますが、当初、人力施工で考えていたものに対して、機械化施工を導入することによってコスト削減を図っています。そのほかとして、先ほど、一部で弱い岩盤が見つかったという話をしましたが、一部では掘り下げていくことによって当初の想定よりも良好な岩盤が確認され、そういうところでは計画のところまで掘り下げず、良好な岩盤を確認した段階で掘り止めしています。それによってもコスト削減を図っているとのことでした。

ダム以外では、付け替え道路の施工に伴ってトンネル等の施工が必要になりますが、そのトンネルの掘削工法について、土質に応じて施工方法、補助工法を変えていたり、また、林道の付け替えについて管理者と協議して計画を見直しして削減を図ったと聞いています。

#### 小野一彦委員（分科員）

県の負担額が401億円に増えてますが、これは歳出予算の中で当該年度の負担金として、毎年度発生

するものですか。

#### 河川砂防課長

ダムに対する県の負担金については、毎年度国への直轄負担金として予算措置しまして、毎年度国から来た請求に対して支払っていく形をとっています。

#### 小野一彦委員（分科員）

この件に関しては、県庁内で財政課などとの情報共有といたしますか、対応や影響について庁内調整はしていますか。

#### 河川砂防課長

基本計画の変更に伴って県の負担が133億円ほど増えるという話は当然していますし、今回の議案を提出する前段でも話しています。

#### 鳥井修委員（分科員）

建築住宅課長の説明の中で、県営手形山一号住宅の特定県営住宅を変更するという話（秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案について）がありました。高齢化が進んできて、高齢者による賃貸住宅の需要が高いという話もありました。この後も人口は減少して高齢化率が上がっていくので、公営の賃貸住宅の重要性はまだ下がらないと思います。

また、課長の説明の中では、民間事業者を活用して、福祉関係機関や市町村としっかり連携してセーフティーネットを整えていくという話がありました。その具体的な取組について教えてください。

#### 建築住宅課長

説明の中で、秋田県居住支援協議会という協議会の名前を出しました。この協議会には、賃貸住宅の入退きの管理をしている団体、社会福祉協議会、地域で社会福祉の活動をしているNPO法人で住宅困窮者の世話をしているような団体が参加しています。高齢者の場合、入居する際の条件が厳しくなっている方がいるのも事実ですので、そういう方々の入居を拒まない住宅を登録していただいて、そのような方々の仲立をして住宅を紹介できるような仕組みにも取り組んでいます。まだ戸数が十分ではなくて、必要な地域、必要な方に全て御案内できる場所には至っておりませんが、引き続き拡充できるように取り組んでいるところです。

#### 鳥井修委員（分科員）

14ページ（委員会提出資料）の参考2のところですが、普通県営住宅であれば応募倍率は0.7倍なので、場所を選ばなければ入居できるという説明がありました。しかしながら、高齢化により、エレベーターがあるところや平屋のほうに人気が集まり、そういうところは物すごく倍率が高くなってきています。普通県営住宅自体はあっても、財政上の事情で改築などのリノベーションができないことを考え

れば、課長のおっしゃったとおり、民間の力であったり、いろんなところと連携して、秋田県の高齢者が自分の希望にかなう入居ができるように——それが県民福祉の向上だと思えますし——是非力を入れていただきたいと思います。

#### 建築住宅課長

委員の御指摘、御意見を十分踏まえて、今後も取組を進めて、深めてまいりたいと思います。

#### 鳥井修委員（分科員）

港湾空港課について、除雪車両を更新するという説明（県単空港施設整備費（空港用除雪車両更新）に係る債務負担行為について）を伺いました。雪国なので、冬場になれば除雪の関係で遅延等もあると思います。青森は除雪体制がかなり整備されていて、遅延等は少ないという話を聞いたことがありますが、今回の更新によって、例えばローダーや高速プラウ除雪車の能力が上がって、除雪の時間が短くなったりするのですか。

#### 港湾空港課長

今回更新する除雪機械3台は、老朽化に伴って更新するものです。仕様としては従前と同じなので、能力向上などの観点では考えていません。

#### 鳥井修委員（分科員）

除雪に結構時間が掛かっていると思われるので、せつかく更新するのであれば、そういうサービスについても少し考えていただければ良かったのではと思ったのですが、その辺はどうでしょうか。

#### 港湾空港課長

七、八年くらい前にそういう話があり、要は青森空港に負けては駄目だという知事の話もありまして、スイーパーやプラウを増強したところですが、なまはげ隊という名称で除雪をしており、青森空港に匹敵するくらいスピーディーに除雪しているつもりです。

#### 鳥井修委員（分科員）

分かりました。できるだけスピーディーに、遅延等がなるべく少なくなるように御尽力いただければと思います。

都市計画課に伺います。3ページ（委員会提出資料）の（4）の（新）県立公園新型コロナウイルス感染症対策事業についてです。多分今後、コロナが終息してきても、手洗いやトイレについては非接触型のものを整備することになると思います。委員会提出資料に掲載されている施設以外で、都市計画課が所管しているところはありますか。

#### 都市計画課長

都市計画課で管理している施設としては、この県立の3公園になります。そちらのトイレに関しては、今回の事業において自動水栓化等を進めていきます。

#### 鳥井修委員（分科員）

中央公園トレーニングルームは結構広いところな

ので、換気空調設備を替えるにはお金が掛かると思っています。都市計画課が所管しているトレーニングルームはここだけですか。

#### **都市計画課長**

今回、トイレの自動水栓化と併せて、換気が必要と考えられるこのトレーニングセンター——当方で所管している部分ですが——現在、普通の換気扇しか付いていないので、熱交換式で空調設備も備えたものをこの事業で整備したいということで予算計上しています。

#### **鳥井修委員（分科員）**

建設部で所管している公共的な施設については、感染症対策で非接触型に移行していくという考え方なのですか。予算の問題もあるので、できないところもあると思いますが、部長、考え方としてはどうですか。

#### **建設部長**

道路課が所管している道の駅に関しても、今回、トイレ及び手洗い場の自動水栓化を考えています。県内の道の駅は、一体型（道の駅の整備方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類ある。）で県が直接関与しているところは13駅あります。今回の事業で4駅を自動水栓化しますと、13駅全てが自動水栓化となり、県が管理しているところに関しては終わると考えています。

#### **鳥井修委員（分科員）**

この後、新型コロナウイルスは終息に向かっていくと思いますが、引き続き感染症対策はしっかり行っていかなければいけないと思いますし、県としてもできるところはやっていただいて、県民の安心、安全についてはしっかり頑張してほしいと思います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

私も都市計画課長に伺います。歩道融雪について、事業箇所が旭南工区など秋田市ほか2か所とあります。通学路や商店街など、歩道融雪の希望は相当あると思いますが、どのように優先順位を付けているのですか。

#### **都市計画課長**

歩道融雪については、商店街や通学路など、利用者がかなり多いところでどこがいいか、地元の市町村と調整しながら決めるようにしています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

基本的には無散水ですか。どういう工法を取っていますか。

#### **道路課長**

秋田市内であれば、駅周辺や病院周辺などに、交通弱者の方が冬期に歩行できるよう歩道融雪を整備しています。現在は、更新をメインに進めているところです。タイプとしては、地下熱や電熱線となっ

ています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

昨冬のような大雪の場合は、排雪もままならず、市民や県民からいろいろな要望がありました。要望への根本的な対応はいろいろな方法がありますが、歩道融雪は非常に重要な要素だと思います。今後、歩道融雪は計画的に拡充していくべきと思いますが、どうですか。

#### **道路課長**

昨冬は大雪で、県南であれば最大積雪量も記録しました。除雪に関しては、まずは車道除雪ということで通勤時間帯の前に車道を全て除雪しており、歩道の除雪については小型機械を貸し出して対応しているところもあります。

今後については、横手市や湯沢市と除雪のあり方を協議しており、流雪溝や除雪車の出動に関して議論になりました。引き続き地元の市町村と協議してまいりたいと思います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

地元が一番分かっていると思うので、市町村との連携は必要だと思います。例えば道路の除雪でも、県道と市道の交差点はいろんな課題があります。県と市の協議の場があるはずなので、そういうところを有効に活用してほしいと思います。

#### **道路課長**

先ほどお話しした湯沢市と横手市の意見交換会においても、道路管理者が異なる交差点の中で雪が取り残されて大変苦勞したという話もありましたので、その対応等も踏まえて協議してまいりたいと考えています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

下水道の臨海処理区については、秋田市の八橋処理区からの流入に応じた秋田市の負担はありますか。

#### **下水道マネジメント推進課長**

秋田市において、県の下水管につなぐまでの管路を整備しています。また、流入増に伴う秋田市の負担金の増が今後続くこととなります。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

指定管理料には反映されないのですか。指定管理料は全部県で支払うということですか。

#### **下水道マネジメント推進課長**

指定管理料については、市町村の負担の中から支払われることとなります。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

かつて秋田市で失敗した事例もあり、下水汚泥のコンポストには懐疑的だったのですが、今は国も県もコンポストに随分理解を示しているようで、時代があっという間に変わってきたという感じです。人的由来の水銀などは技術的に克服していて、今後は下水汚泥を資源化して肥料などに使っていく方針で

すか。

#### **下水道マネジメント推進課長**

水銀を克服したわけではありませんが、コンポストしたものに関しては基準があります。水銀やそれ以外のいろんな重金属等が入っていないことを測定した上で肥料化することになっています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

道路課長にお伺いします。トンネルの補修（地方道路交付金事業（補修））も今回随分経費が入っています。トンネルの補修の設計の仕方については、目視や打音などいろいろあると思いますが、現在はどのように積算していますか。何年前に、自動車を走らせてレーザーで一気に調べていく技術が普及してきているということでしたが、そうした技術は活用しているのですか。それとも、コンサルのほうで人が調べているのでしょうか。

#### **道路課長**

平成26年度に道路法が改正されて、道路施設—トンネル、橋梁、シェルターなどについては、法定点検といまして、5年に1度、直接目視による点検をすることになっています。トンネルについては平成26年から実施して1巡目が終わり、トンネルの長寿命化修繕計画を立てました。健全度3の緊急輸送道路のトンネルを優先的に修繕する計画にしています。点検では、目視により漏水がないか、また、打音により覆工に空洞がないか検査している状況です。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

成瀬ダムの件（成瀬ダムの第3回基本計画の変更について）で、経費の掛かり増しの話において、土質や地盤の話が出ていました。課長からは、事前調査では限定的にしか分からないとの説明がありました。

国が主体的に行っている事業なので、今回の設計変更や負担増について、秋田県としては、分かりました、負担します、という趣旨の知事の意見書を出して進んでいくのはやむを得ないとは思いますが、しかし、調査不足ではなかったかという疑念などを国に対してぶつけた経緯はありますか。

#### **河川砂防課長**

すみません、文献で事前に調べたという話ではなくて、既存の文献によって地質等のある程度把握できますということなので、文献による事前調査でダム建設を進めていったというわけではありません。

ボーリング調査等の関係ですが、地質調査の不足が影響してこういう掛かり増しになったのではないかという疑問もあり、国に質問を投げ掛けています。国からは、ほかの同様のダムの地質調査と遜色ない、むしろ多くの地質調査をしてきたが、掘削することによってしか把握できなかつた部分が出てきている

という説明でした。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

今、沖縄の辺野古が随分問題になっていて、海底の軟弱地盤に関して相当な掛かり増しになるような話があります。海面から何十メートルも深いところなので、それはしようがないと思われるかもしれませんが、しかし、地上に造る構造物の地質調査の精度がそんなに悪いというのは疑問に思います。県としては、国はしっかりと調査していたと理解しているのですか。

#### **河川砂防課長**

ボーリング調査をしたポイントについては、実際に掘るときに得られる情報と事前に得ていた情報にそれほど違いはないのですが、ボーリングをしていない場所で脆弱な部分が見つかっている状況だと聞いています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

設計者の技術力というのは、ボーリング場所を選定するセンスから試されていると思いますので、その選定が良かったかどうか疑問が残るところだと思います。

委員会提出資料では、基本計画の変更があつて、平成30年度にダム本体工事に着手という記載になっていますが、工事着手前に実施設計が行われているのですよね。

#### **河川砂防課長**

平成30年度にダム本体工事に着手しているので、この前段で発注のための設計書を作って、工事発注をしています。平成30年5月に契約しています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

平成29年にダムの型式が変更されていますが、ダムの型式変更は、必要な地盤の支持力には影響ないのでしょうか。要は、ロックフィル（ロックフィルダムのこと。ロックフィルダムは、石や岩石を主材料としてつくられるダム。）が必要とする支持地盤の支持力と、CSG（台形CSGダムのこと。CSGは、Cemented Sand Gravelの略で、現地発生材（石や砂れき）とセメント、水を混合してつくる材料。台形CSGダムは、このCSGを使い、堤体の断面を上流面も下流面も同様の勾配を持つ台形にしたダム。）というダムに変更されたときに求められる支持地盤の支持力がほとんど変わらないのであれば、見通しが甘かつたのではないかと思っているのですが、どうですか。

#### **河川砂防課長**

ロックフィルダムからCSGに変更しており、ダムの形や材料も違いますので、当然支持力も違ってくると思います。その型式に応じた支持力が確保できるところを基礎地盤として想定するものと考えています。

### 工藤嘉範委員（分科員）

必要な支持力は、当初のボーリング調査を行った際の設計からそれほど変わっていないと理解しているのですが、そう考えると、最初の調査に甘さがあったのではないかと考えています。県に責任はありませんが、その辺は国に話しておいてもらえれば良かったという私なりの感想です。答弁は結構です。

次に、建築住宅課の新規事業である優良建築物等整備事業です。これは秋田市における事業ですが、委員会提出資料を見ると、事業箇所は駅前のホテルハワイがあったところだと思います。以前から長い間、秋田市で問題になっているところですが、先ほどの説明では、補助事業の主体は秋田市で、秋田市の事業に対して10分の1を補助するということでしたが、この区分けがよく理解できません。民間事業者が施工するものに対して秋田市が補助を出して、それに対して県が秋田市に補助を出すということですか。事業の仕組みをもう一度教えてください。

### 建築住宅課長

この優良建築物等整備事業では、具体的に現地を動かすのは委員御指摘のとおり民間事業者です。その民間事業者に対して、秋田市が自らのまちづくり計画に即した優良な市街地形成に資する事業だということ認めて、国土交通省住宅局の補助事業を使うとなった場合には、秋田市は補助の事業主体となります。補助事業を進める上では、実際に動かす民間事業者、補助の事業主体である秋田市、秋田市に補助をする国土交通省という3者で成立します。ただ、それに加えて、そのまちづくりの考え方が、県全体から見て中心部の活性化に資するあるいは中核になるといった性質を有するものであれば、県は独自の補助金要綱に基づいて、補助事業主体である秋田市に一定の支援をするというものです。

### 工藤嘉範委員（分科員）

民間事業者が施工する総事業費はどのくらいになりますか。

### 建築住宅課長

令和3年度については、解体事業を主に進め、加えて設計も具体的に進めていくということで、その設計の進み具合によって事業費が変わってくると思います。全体の規模については、今後、民間事業者が設計を進めて、しっかりしたものがまとまってくると思います。

### 工藤嘉範委員（分科員）

ビルの建設費などの明確な数字は今の段階では分からないということですね。

### 川口一委員（分科員）

先ほど、工藤委員から下水道に関する質疑がありましたが、十和田湖公共下水道は青森県と秋田県の両県にまたがっています。この公共下水道の事業費

は、秋田県は秋田県側を負担するということですか。

### 下水道マネジメント推進課長

十和田湖公共下水道は青森県と共同で管理していますが、下水処理場は青森県が所有していて、そこまでの管路の管理を秋田県が行っています。

### 川口一委員（分科員）

そうなのですね。下水処理場は青森県に入ったところにあります。十和田湖公共下水道のおかげで、十和田湖の水は大分きれいになって、ヒメマスもたくさん住めるようになり、大変良かったと思っています。

道路課長に伺います。昨冬の大雪と低温による舗装損傷箇所が多かったことから、かなりの県単予算を付けていますが、各地域振興局から補修事業の要望があると思います。地域振興局からの要望全体に対して、今回の補正予算でどれくらい対応できるのですか。

### 道路課長

舗装補修については、地方道路交付金による補修もありますし、従前からの道路補修事業費の県単予算により、春先からすぐに取りかかれるように債務負担行為を設定するなどして対応しています。

委員会提出資料で説明したとおり、昨シーズンは低温と大雪により、気温の変化が著しく、凍結と乾湿の状態が激しくなったため道路が損傷しました。舗装の維持管理は、MC I といまして、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性を総合的に換算した指数をもって行っており、3以下であれば早期補修の対応となります。今回予算要求しているのは、早期補修の対応箇所のうち、かなりひどいところの26箇所となります。今回予算計上できなかった部分に関しては、クラック補修注入剤の注入や、場合によっては修繕をしながら、道路路面を維持していきたいと思っています。

### 川口一委員（分科員）

県道にしても国道にしても、かなり傷んでいるところが多数あります。ドライバーの方々は相当気を付けて運転していると思います。過去に、何年に一度といった低温によって舗装が傷んだ場合、凍上災というものがあつたと思います。その凍上災について教えてください。

### 道路課長

凍上災は、災害復旧の一つの事業手法で、今回も低温が続いたため、国で凍上災の適用を決めたところです。適用の条件として、10年確率の凍結指数（10年に1回起こると推定された凍結指数）というのがあり、それを上回らないと採択になりません。今回は、にかほ市のみが凍上災の対象となっていました。このため、その他の地域については、今回の補正予算で補修しようという経緯です。

### 川口一委員（分科員）

産業道路として大型車が通るようなところは傷みが激しいので、優先して補修してほしいという要望が結構来ていると思います。その辺を鑑みて、快適な道路になるよう、よろしくをお願いします。

河川砂防課の砂子沢ダムの事業（公共堰堤改良事業）は毎年継続的に行っているようですね。鹿角・小坂は雨が少なくて災害のない快適な地域だと言われていますが、今年辺りは雨が多くなるのではないかとこの予報もありましたので、引き続き注視しながら事業を進めていただきたいと思います。

### 河川砂防課長

砂子沢ダムの貯水池の斜面の地滑り対策については、これまで保安林解除の手続きに時間を要して足踏みしていたところもありましたが、解除の手続きは済みしましたので、順次予算の範囲内で進めていきたいと思っています。ただ、ここは土を運搬する道路が狭くて、予算を投入しても1年の施工量が限られます。年間でできる最大の施工量を毎年継続的に、計画的に進めていきたいと考えています。

### 川口一委員（分科員）

よろしくをお願いします。

### 工藤嘉範委員（分科員）

港湾空港課長に伺います。今回、除雪車の予算計上をしていますが、こういう特殊な機械に関する事業者は何者もあるわけではないだろうと思います。予算要求のために、事業者には仕様書を提示して見積もりを取るなどしたと思います。今後、入札に掛けるのですが、入札の平等性や公平性が担保されている見積り徴取となっているか説明してください。

### 港湾空港課長

除雪機械を扱う事業者はあまりなくて、例えば小型ロータリー除雪車であれば、実際に空港の除雪車に対応できる場所は2者になります。除雪ドーザであれば3者、プラウ除雪車も3者となります。

予算については、相みつ（相見積りのこと。）と申しますか、2、3者から見積りを取って、安い金額のもので予算要求しています。

### 工藤嘉範委員（分科員）

3者見積りと言明したほうがよろしいと思いますが、そのように特殊なものであれば、事業者には仕様書を提示して見積りを取り、最も低い見積もり価格で積算して予算要求するのが正解なのですか。いろんな見積り徴取をしないと分からない単価——共通単価ではないものがありますが、除雪車の場合も似たようなものなのですか。あるいは、落札金額がいくらになるか分からないので、見積もり価格の平均を採用したほうがいいのか、そういうルールはきちんとしているのですか。

### 港湾空港課長

除雪車については、通常の入札契約ではなくて、物品購入として入札していますので、最低制限価格とかそういうものはなくて、見積りを取った中で一番安い事業者の価格を使っています。

### 工藤嘉範委員（分科員）

最低価格の事業者との契約を粛々と進めていくということですね。

### 委員長（会長）

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長（会長）

以上で、建設部関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、本日の審査はここまでとします。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時から委員会及び分科会を開き、引き続き、建設部関係の審査を行います。

散会します。

午後2時56分 散会

令和3年6月25日（金曜日）

本日の会議案件

1 建設部関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小野一彦

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
建設部建設政策課	鎌田大将

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小野一彦

説明者

建設部長	佐藤秀治
建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	浅井学
参事(兼)営繕課長	佐藤温
建設政策課長	三浦卓実
技術管理課長	小野潔
都市計画課長	伊勢弘
下水道マネジメント推進課長	川村潤
道路課長	川辺透
河川砂防課長	田森清美
港湾空港課長	伊藤邦昭
建築住宅課長	中野賢俊

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

本日は、昨日に引き続き、建設部関係の審査を行います。

請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設政策課長

【建設部における業務の透明性確保に向けた取組について提出資料により説明】

河川砂防課長

【玉川ダム・鎧畑ダム連携協定の締結について提出資料により説明】

港湾空港課長

【令和2年度決算特別委員会において「検討する」旨答弁した事項の検討状況について提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

渡部英治委員（分科員）

建設部における業務の透明性確保に向けた取組について質問します。この事案は、コロナ禍で県民に様々なルールの遵守を呼び掛けている最中に発生しています。更に言えば、佐竹県政の4期目がスタートしたタイミングで発生しています。私は、県民に与える影響は非常に大きいのではないかと思います。先ほど説明があったように、スピード感を持って対策を講じてきています。確かに5月9日の日曜日からいろいろとずっと対策をしてきていて、スピード感を持った対応はいいと思います。

この事案は逮捕、起訴されているので、どこまで話ができるか分かりませんが、建設部としてその事実関係をどう把握していますか。

建設部長

2月の下旬頃だったと思いますが、本人が、警察から任意で事情聴取を受けたということを北秋田地域振興局長に報告しております。それは多分、これから休みがちになるなど、業務の支障になる可能性があるため局長に報告したということだと思います。その報告を受けて、北秋田地域振興局長から当時の建設部長に報告があって、それを危機管理部局に伝えてあります。ただ、その際にも、本人が警察から事案に関してあまり詳しいことは言うなと口止めをされておりましたので、事情聴取を受けていることは

こちらでも認識しておりましたが、それ以上深く聞くこともできず、事案の詳細についてはなかなか把握できない状況でした。

その後、いろんな資料の提出などがありましたので、入札に関係することだと想像は付きましたが、それ以上のことは捜査に関することでしたので、こちらとしては特別な動きはしませんでした。そして、その後逮捕に至りました。

#### **渡部英治委員（分科員）**

これは事案が事案なので、慎重な対応をしてきたことは十分に分かります。それまでいろいろ慎重に対応しながら、逮捕された時点で速やかに様々な対策を取っています。この対策は、事実関係がある程度明確になって、どこに問題があるかを掘り下げながら対応を練っていると思います。コンプライアンスの問題や入札制度の見直しがありますが、低入札価格調査制度の適用を9月から拡大させ、来年度からは全面的に移行することによって、こういった事案を完全に防げるという認識ですか。

#### **建設部長**

全て防げるとは思っておりません。ただ、最低制限価格制度では、最低制限価格を下回ると落札できないので、最低制限価格の情報は非常に重いものがあります。低入札価格調査制度になりますと、その基準価格を下回っても落札可能なため、最低制限価格制度より基準価格の重みが比較的減ってきます。そういう面では、業者から県職員への働き掛けの必要性が低くなってきます。

しかし、それでも働き掛けが起こることも考えられますので、そういうことがあったときにどうやってブロックするかというコンプライアンスが重要だと考えています。その観点から、入札制度の見直しとあわせて、コンプライアンスの徹底という二本立てでいこうと考えております。

#### **渡部英治委員（分科員）**

コンプライアンスの問題ですが、対策の中で、控室や応接室をオープンにするなど、先ほど、建設政策課長が既存のルールを徹底すると説明していました。従来からきちんと対応していれば、この種の事案は出てこないと認識していますが、それでも、今制度の見直しをしています。根本的なことをきちんとしていく、また、最終的には人の判断です。再発防止のためにいろいろと研修を行うことは大事ですが、そういうことをやり過ぎることによって、業務の萎縮や、仕事上の業者との信頼関係を保っていけるかどうか、若干懸念するのですが、その辺はどのように考えていますか。

#### **建設政策課長**

まず、既存のルールについて説明します。今回我々が対策として実施することは、入室管理簿の導入

という新しい部分を除けば、平成17年の1月に総務部長通知として発令されたものとほぼ同じような内容です。ただし、その通知ではいずれも、できるだけとか努めるといった表現になっており、そういう意味で徹底されていなかったことがコンプライアンスにおいての問題だと思っています。今回の建設部長通知においては、そういったところを仕組みとして徹底するよう指示したところでは。

もしかしたら、委員御指摘のようなこともあるかもしれませんが、我々としては今回のような事案が二度と発生することのないように、まずは職員をそういう状況から回避させるような仕組みを作ることには注力している段階ですので、そのように御理解いただければと思います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

裁判が来月に予定されています。裁判の状況を見ながら、職員に対する処分が決まってくると思いますが、どう対応しようとしていますか。

#### **建設政策課長**

当該職員への処分などは、基本的には総務部や人事課が対応します。現時点では、総務部としては、裁判の推移を見定めているところであると伺っています。今後、総務部において対応していきます。

#### **瓜生望委員（分科員）**

人の判断も大事ですが、より大事なのは仕組みだと思っています。

コンプライアンスの徹底に関するところですが、業者が来て打合せをする場合は、透明性を図るためにオープンスペースにしていくという説明でした。外来者への対応の複数人化も行っていくとのことですが、ただ人を増やす対応であれば、それこそ職員の仕事も倍になり、負担が掛かることとなります。今はこういう時代なので、システムなどを活用する方策はありませんでしたか。

#### **建設政策課長**

現時点ではこうした状況に厳正に対応したいため、強めにいろいろな指示を出しているところです。そうした中で、職場内で外来者、例えば現場代理人と打合せをする際に、職員の複数対応といっても他の職員が現場に出払っている状況も考えられますので、そこはケース・バイ・ケースの対応となります。オープンスペースで1対1の対応をしても、現場代理人など、明確な用事がある場合は大丈夫だと思います。入室する際には、何の目的で、どれくらいの時間を掛けて打合せをしていたかという記録を正確に残すことで対応したいと思います。

今、現場からいろいろと話を聞くと、コロナ対策のため、関東地域などから来られた方がいれば、逆に個室で対応するというルールもあるようです。ただし、必ず回避するよう指示しているのは、個室で



の1対1です。コロナ対策等で個室で対応せざるを得ない場合は、必ず複数で対応するよう指示しています。それ以外の、現場代理人等との日常的な打合せについては、柔軟に対応するよう指示しているところですが。

#### **瓜生望委員（分科員）**

提案なのですが、例えば、ほかの職員がどういうスケジュールなのかを見える化するため、スケジュールをオンラインなどで管理していき、また、1対1の打合せも時間がはっきりして内容がしっかり残っていればいいわけなので、その内容を録音してデータで保存しておくとか、そうしたことは導入しないのですか。

#### **建設政策課長**

取扱いを徹底することにしたのは今月になってからなので、今後、各所属においていろいろ創意工夫しながら進めていくと思います。そうした事例を聞き取りながら、情報をできるだけ共有化して底上げしていきたいと思います。その中で、今の御提案のような取組も有効だということで実施する箇所があれば、それも標準化するなど、いろいろと改善しながら進めていきたいと思っています。

#### **瓜生望委員（分科員）**

知事もDX（デジタル・トランスフォーメーションのこと。）に力を入れていくと言っている中で、建設部に関連する先進事例を見ると、IT化を進めている部分は多いと思います。それこそ、今後、建設部が取り組んでいこうとしていることです。今回の入札関係にもIT化を取り入れていける部分はあると思います。そうしたことについて、今考えていることを教えてください。

#### **建設政策課長**

例えばリモートワークについては、どちらかというところでは取組が遅れていて、その中でも建設部は現場を持っておりますので、まだこれからという状況ですが、今年度、全庁的な仕切りの中で、我々建設部のような現場を抱える職員においてもどのようなやり方があるのかいろいろ試行していこうと考えているので、取組を進めていきたいと思っています。そうした中で、オンラインの活用が進んで、外部の方とのやり取りにおいてもオンラインが常識化してくれば、更に進んでいくのではないかと思います。

#### **瓜生望委員（分科員）**

今リモートワークの話があり、それは働き方改革の観点からも必要なことだと思います。建設部は契約などのデータの取扱いが非常に多い部署だと思いますので、そうしたものに関してもIT化を進めれば、職員の業務量が減って行って、他のことに費やす時間ができることになり、それが県民生活の向上につながっていくと思います。スピード感を持

って取り組んでいただければと思います。

#### **小野一彦委員（分科員）**

2つの入札制度について、法令上の根拠を確認させていただきます。低入札価格調査制度は地方自治法施行令第167条の10の第1項、最低制限価格制度は第2項ということで、選択する制度として規定されています。

最低制限価格については、政令で、これを下回れば落札できないというような表現になっています。一方で、低入札価格調査制度の基準価格の考え方としては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は調査をスタートするという目安のような基準です。ストレートに契約対象者から除外されるということと、そうでないということが——全然レベルが違うということが法令で規定されている。こういう理解でよろしいですか。

#### **建設部長**

そのとおりです。

なお、言葉としては最低制限価格と調査基準価格と書いていますが、算出方法は同じです。

#### **小野一彦委員（分科員）**

以前に、他の都道府県における入札制度の比較について新聞報道がありました。その報道では、宮城県は第1項の低入札価格調査制度がほとんどであり、都道府県によって選択の違いがあるということでした。これまで、秋田県では第2項のほうを主に採用してきたわけですが、その理由はどのようなものですか。

#### **建設政策課長**

低入札価格調査制度にしても最低制限価格制度にしても、根本的にはダンピングを防止して、事業者に適正な利潤を確保してもらおうということが目的です。両制度は一長一短あると思いますが、ダンピング防止の点だけを見れば、一定の基準価格を下回った場合には失格にするという、よりシンプルな最低制限価格制度のほうが強い制度になります。本県としてはその側面を重視して、これまでのような運用をしてきました。

#### **小野一彦委員（分科員）**

ダンピングを防止するという観点からすれば、最低制限価格制度のほうの方がより強い目的達成のための方法だということですね。

一方で、今は働き方改革もあるし、秋田県には、災害で大変なときに、最初に応急工事に駆けつけてくれる小さな事業者がたくさんいらっしゃいます。単純なトータルの価格だけではなくて、そういう下請や小規模な建設事業者の方々が人手不足の中で仕事ができるかどうかという部分などについても、低入札価格調査制度の調査項目に反映されていますか。

#### **建設部建設産業振興統括監**

低入札基準価格を下回った場合は、全体の入札価格である総価額も検討しますが、そのほかに、いわゆる共通仮設費（工事そのものに掛かる費用ではないが、工事に必要となる共通費の一部。監理事務所や現場事務所といった仮設建物費、仮囲や歩道構台といった工事施設費などに伴う費用が含まれる。）や現場管理費（工事そのものに掛かる費用ではないが、工事に必要となる共通費の一部。現場労働者の労務管理に必要な労務管理費、火災保険や工事保険といった保険料などに伴う費用が含まれる。）といった諸経費体系も我々の積算とどのくらいかけ離れているかなど、一定の計算式に基づいて、適正な品質を確保できるような調査体制にしています。

#### **小野一彦委員（分科員）**

その調査というのは、基準価格を下回った企業が複数いれば、一者ごとに調査していくのですか。

#### **建設部建設産業振興統括監**

いろんなステップを踏んで調査していきますが、最終的には1番の落札候補者になった事業者に対して更に詳しく調査していく流れになっています。

#### **小野一彦委員（分科員）**

調査する事務負担が出てきます。本庁直轄の発注よりも地域振興局の発注のほうが多いと思いますが、実際に調査する職員は、工事経理担当が中心ですか。

#### **建設政策課長**

それぞれの項目について、工事経理班と建設部の職員とで手分けをしますが、基本的には、低入札になった場合の調査は建設部で対応します。

4,000万円以上を対象とする現在の総合評価落札方式の件数は1割程度ですが、来年度から原則として全てに低入札価格調査制度を適用します。その場合には、職員の負担軽減や事務ミス防止を担保できる仕組みが必要になると思います。システム対応やマニュアル作成をしっかりと職員に共有すれば、そこは大分標準化されて、対応がより円滑になると考えており、今後、検討を深めていきたいと考えています。

#### **小野一彦委員（分科員）**

事務ミスは当然あってはならないし、職員も公僕なので一生懸命頑張らなければいけません。この調査業務が増えることによって職員のメンタルヘルスなどの問題が起きないように、職員の生の声をよく聞いて、システム導入に生かせるような万全の体制で取り組んでほしいのですが、そこら辺はどうですか。

#### **建設政策課長**

そういう視点については、建設部というより県庁全体の制度の話なので、そういう意味で、地域振興局との全体の調整も重ねています。また、我々と同様に公共事業の大部分を所管している農林水産部と

も調整しています。

現場の生の声については、初動の段階からそれをベースにして対策のフレームを作ってきたところもありますので、そこは今後も丁寧にやっていきたいと思っています。

#### **小野一彦委員（分科員）**

建設部以外の部署も入札をしています。全体の意を体するつもりで、県庁全体の現状を把握するつもりで取り組んでください。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

低入札価格調査制度の調査基準価格を下回った場合、調査に入りますが、1番の候補者が失格になる金額——要するにあまりにもダンピングが激しいという金額は設けているのですか。

#### **建設部建設産業振興統括監**

失格判断基準に関しては、第1ステップと第2ステップがあり、調査基準価格は入札額の平均で変わってくるのですが、第1ステップでは、計算式によりおおむね300万円から400万円くらいの幅が設けられ、それより下回った場合は失格になります。第2ステップでは、入ってきた札に関して、直接工事費と共通仮設費を合算した純工事費を比較します。それが問題なければ、基本的には大丈夫となります。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

純工事費だとかの内訳の話ではなく、札を入れた額そのものが調査基準価格とあまりにも離れている場合は、第1段階で調査の対象にすらならないという失格の判断がされるのですか。

#### **建設部建設産業振興統括監**

第1段階のところで、かなり乖離がある場合は失格になります。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

今回の事例は、最低制限価格制度では最低制限価格を下回れば即失格なので、事業者がその価格を知るために行政にアプローチしたことで起きました。

しかし、低入札価格調査制度になれば、今度は、ダンピングではないにしても、価格の低いところで競争する力学が働くようにならないですか。以前、ダンピングの問題があつて、担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）が改正されました。品質確保や利益確保が議論になって改正されました。あのときの議論にまた戻ってしまう心配はありませんか。

#### **建設部長**

低入札価格調査制度においては、基準価格よりも低い価格で札を入れた業者が何者いるかによって、失格判断基準に補正係数が掛かってきますので、どれだけの業者が基準価格よりも低い価格で札を入れ

るか分からなければ、失格になる金額も分からないということになります。低入札価格調査制度は、不正の排除という面では非常に効果の高い制度だと思っています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

入札制度は正解がない制度だと思っているので、また何か不都合があれば、しっかり改正してもらいたいと思います。

もう一回確認しますが、来年度以降は本当に全ての工事が低入札価格調査制度に移行するのですか。

#### **建設政策課長**

入札によらない発注方法の工事もごく少額のものではありますので、そういったものは対象外ですが、入札手続を経る工事については、基本的には全部を該当させようという方向で調整しています。今後の調整によって、少額の工事や何らかの要素で不向きなものがあれば除外しますが、今は全部を該当させるという条件を設定して検討しています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

ある講師の話はずっと以前からデータ化していて、それを調べると、事業者はそれぞれ、最低制限価格について、プラス1,000円、あるいはマイナス1,000円の部分で一生懸命積算していると思いますが、絶対に失格の金額を入れていない特定の業者がいます。ある特定の業者は、年間で20札くらい応札していますが、年間を通して一度も失格になっていない事例が見られます。建設部が発注している工事全体のそういうデータについて、自分たちで検討したことはありませんか。そういうことに対する、県と事業者のお互いの仕事に対する疑義のようなものを持ちたりしませんか。

#### **建設政策課長**

最低制限価格と同額で入札された案件は、低入札価格調査制度に移行した場合には調査の該当案件になると思い、令和2年度におけるそうした実績は確認しています。その中で、工種別ではどういう工種が多いのか、地域別ではどの地域が多いのかといった概要は押さえてはいますが、委員御指摘のようなところまでの分析はしていません。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

そういうデータを詳細に分析すると、いろんな見えないところが見えてくるような気がします。低入札価格調査制度に移行したにしても、様々な関わり合いが出てきます。データを蓄積していくと、特定の業者が20回も30回も年間応札していたり、ほかの業者がマイナス1,000円で失格になる中でぴったり一致した金額で落札するケースがあったり、ということが見えてきます。お互いに牽制して仕事をするために、そういうデータをとってみたいと思います。

#### **川口一委員（分科員）**

この事案の自動車道は立派な自動車道で、これまで国の様々な部署に要望活動をしていて、この路線に携わってきた多くの方々の熱意が込められています。そういう中で今回の事案が出たということで、私も非常に残念な思いです。

委員会提出資料にあるこれまでの取組状況、そして低入札価格調査制度に移行していく中で、この路線では、今泉（北秋田市）から二ツ井（能代市）の道の駅の間を盛んに工事しています。この自動車道の全線が開通するのは2年くらい先のことだと伺っていましたが、入札制度の見直しによって、工事に遅れが出ないようにしてほしいと思います。その辺はどうですか。

#### **建設部長**

建設行政は、地域経済の発展や県民の日常生活の安定の確保のために非常に重要なところを担っています。今回いろいろ検討していますが、それによって工事の大きな遅れや県民の期待に応えられなくなるようなことがないように——入札制度が変わることによって手間は増えますが、システム化できるところはシステム化しながら、できるだけ職員の負担を減らして、速やかに発注できるように努めてまいりたいと思っています。

#### **川口一委員（分科員）**

あと2年もすれば全線がつながります。鹿角のように一番遠いところも、昔から言われていた90分構想——皆さんもご承知だと思いますが、県内一円、秋田市まで90分という構想があり、それに近づいてきています。この自動車道に関してはいろんな要望活動をしてきた経緯があります。是非、今の部長の答弁のようにしっかりと体制を組み直しながら、今後の発注に努めていただければと思います。

#### **建設部長**

県内90分構想は、県民の皆様がそれを望んでいるわけですから、その県民の皆様の気持ちに寄り添って、構想に少しでも近付けるように頑張っていかなければいけないと思っています。今後とも、議会のほうからも御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

#### **鳥井修委員（分科員）**

再発防止策等について質問します。今回の事例を聞いたときは、本当に驚きました。部長をはじめ各課長が、今後は絶対にこういうことは起こさないという思いの中で、いろんな対策をしてくれていると思います。民間企業で不祥事が起きた場合は、社会に対する責任もあり、スピード感を持って対応します。県庁もそうだと思いますので、今回の事例をしっかりと受け止めて、再発防止策を徹底していただきたいと思っています。

しかし、人間なので、やはり性善説は利かないと思います。何かミスなどが起こることは想定しておく必要があると思います。先ほど1ページ（委員会提出資料）の説明の中で、官製談合の事例等の研修も行ったとありました。多分、他県の事例なども取り入れたと思いますが、その辺の説明をしてもらえますか。

#### **建設政策課長**

6月10日に実施した研修は——私も受講しましたが——官製談合防止法に違反したここ10年くらいの事案について、講師から説明していただきました。我々が職業上、入札に関する様々な情報をハンドリングする中で、客観的に情報を出したということが確認できれば、その理由を問わず、官製談合防止法違反に該当するという趣旨の話を聞きました。講師を務めた方は国関係の法人の方ですが、その法人は、国交省なり公正取引委員会で建設業関係の実務をしていた方が多く勤めるところです。

それから、公正取引委員会の東北事務所（仙台市）にいる方も同様の講義ができるかと伺っておりますので、秋に行う研修では、タイミングが合えばお願いしたいと考えています。

このような方々から、具体的な事例や法的な考え方をしっかり確認していきたいと思っています。

#### **鳥井修委員（分科員）**

私も以前、民間で働いていたとき、企業コンプライアンスの研修などをいろいろ受けましたが、こればかりをやっているわけにはいかないので、ポイントを絞って、ある程度定期的に継続していくべきだと思います。研修では具体的な事例が大事です。例えば、今はSNSなどが発達していて、内部の情報漏えいが問題になります。企業の仲間内で飲みに行くと、会社の内部情報のことを話したところ、実は隣にいた人に聞こえていたりなど、そういうよくあるような事例を紹介することが重要だと思っています。研修の内容を進化させながら進めていただければと思いますが、どうですか。

#### **建設政策課長**

今のところ3年に1回は、改めて研修を行おうと考えています。それに加えて、常日頃の職員の階層別研修や、何らかの事由で集まる機会に研修に近い形態で実施していきたいと思っています。また、その成果を各職場に持ち帰って、入札手続の透明性の話だけではなく公務員倫理としての一般的なコンプライアンスも含めて、例えば毎月職場内において小規模でも研修を繰り返していくことが重要だと思っています。取りあえずそういったことを徹底するよう指示したところですが、各所属での取組内容を聞いて、それを各所属にフィードバックして全体の底上げを図ろうと考えています。

#### **鳥井修委員（分科員）**

先ほども話しましたが、時間は限られており、あまり負荷をかけ過ぎても、そればかりをやっているわけにはいかないので、そういうことも念頭に置きながら、工夫してできるだけ継続できるようにしてください。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

先ほど、研修の中身の説明で、10年間の事例について説明を受けながら、いろんな対応を考えたといった話がありましたが、例えば、これまで他県でこういった問題が発生した時に、全国でもこういう話題になっているから我々も気を付けなければいけないということを、その都度話し合ってきたものなのですか。

#### **建設政策課長**

様々な事務においてコンプライアンスを徹底するというのは当たり前の話なので、これまでも個別の研修等でしっかりと1コマ設けて取り組んできました。ただ、研修を受ける年代に該当する職員のみが受講するという形なので、研修のカバー率はよくありませんでした。今回はそういうところも踏まえて、3年に1回は受講することを徹底したいと思っています。

それから、先ほどの私の説明は若干言葉足らずでしたが、6月10日の研修では、他県の対策ではなくて、官製談合防止法に絞って、法的な考え方や違反となる事例を徹底的に学び、それを反面教師として、そういうことのないようにということがベースとなっていました。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

この対策は、今考えられる最高のものだと思うので、まずはこれを徹底して行ってください。

また、全国において何か事例が出た際には、その都度、入札制度などの見直しも考えながら、透明性を確保して県民の信頼を失わないように対応してください。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

委員会提出資料の玉川ダムと鎧畑ダムの件（玉川ダム・鎧畑ダム連携協定の締結について）です。とてもいい連携の発表になったと思っています。全部のダムがこういう連携を取ってもいいのではないかと思うのですが、例えば、森吉山ダムと森吉ダムは連携の対象になっていません。あれはダムの位置が県と国で逆になっていて、連携の効果はあまりないため対象にならないということですか。

#### **河川砂防課長**

玉川ダムと鎧畑ダムは、約5キロという近距離に直列しており、また、上流に位置している玉川ダムの貯留量が下流の鎧畑ダムの3倍ほどになっています。このように容量の大きさが逆転しているダムは

全国でもこのダムだけだと聞いています。国からは、取りあえず玉川ダムと鎧畑ダムについて連携を進めていきたいと聞いています。

森吉山ダムと森吉ダムは、確かに近距離にはあるのですが、下流の森吉山ダムのほうが容量が大きいので、今すぐに連携という話にはなっていません。ただ、連携することによって効果が見込まれるようであれば考えていきたいと思っています。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

最近になって、ダムの事前放流は効果があることが証明されてきたというか、そういう手法に言及されるようになってきました。天気予報のシステムがかなり変わってきていますが、今後、事前放流について検証するなどの予定はありますか。

#### **河川砂防課長**

事前放流に関しては、昨年度、一級水系の全てのダム、それと二級水系の水沢ダムについて治水協定を締結して、事前放流ができる体制を整えたところです。事前放流をするときには基準がありまして、ダムごとに定められた基準降雨量を超えた際に、その後の雨の予測をして、ダムの容量が不足する場合には、事前放流を開始することになっています。ただ、昨年度の治水協定締結後に、まだそういう基準を超える雨がなく、事前放流の実績は今のところありません。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

気象庁による天気予報も随分変わっていますが、これについて、対応していることや今後の考えはありますか。

#### **河川砂防課長**

降雨予測については、国が降雨予測のシステムを発信しており、我々もそのシステムにアクセスして、3日先までの降雨予測を見ることができます。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

3日先はかなりの日数だと思います。下流にいる農業関係やレジャーの人にとって、早めの周知は非常に重要だと思います。

私の地元にある旭川ダムにも放流を知らせる信号の機器がありますが、修理中の札が立ったままで、いつ直るのだろうと思っています。そういった安全対策も万全を期してもらいたいと思います。いま一度全県のダムの下流の点検をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

#### **河川砂防課長**

ダムの放流について下流域に周知することは非常に重要なことなので、そういう機器の不具合があれば、すぐに調整して直すようにしなければいけないと思います。まずは現状の把握に努めたいと思います。

#### **渡部英治委員（分科員）**

洪水被害が多発しているのです、このような連携協定は非常にいいことだと思います。期待される効果として、統一した洪水情報の発信による伝達性の向上とあり、このような情報のあり方は大事だと思っています。連携強化推進室を玉川ダム管理所内に設置するというのですが、鎧畑ダムの職員はどのように連携するのですか。

#### **河川砂防課長**

玉川ダム管理所内に連携強化推進室を設置し、玉川ダムの所長を室長とします。鎧畑ダムの職員もそちらに行って、統一的なダムの運用に向けて協議等をしていくこととなります。

#### **渡部英治委員（分科員）**

推進室は、何かあったときに随時開かれる推進会議という位置づけで、鎧畑ダムの職員が常勤になるということではないですね。

#### **河川砂防課長**

いずれは常駐を目指していきますが、現段階では、鎧畑ダムの点検などの遠隔操作もできない状況です。当面は、推進室は協議などの際に活用していきたいと考えています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

委員会提出資料に、鎧畑ダムの遠隔操作の早期実現と記載されています。遠隔操作ができなければ、せっかく連携協定を締結しても効果が薄いのではないかと感じています。早期実現のめどはどうなっていますか。

#### **河川砂防課長**

現在、遠隔操作できるダムというのは全国でも国直轄管理の5つのダムしかありませんが、国を挙げてDXを推進していく流れの中の一つとして、ダムの遠隔操作化も項目として上がっています。県としては、遠隔操作できるとなったときにすぐに移行できるように、遠隔操作の実現に向けた検討は進めたいと思っています。

#### **渡部英治委員（分科員）**

民間の電力会社では遠隔操作が当たり前になっているので全国で5例というのは意外ですが、遠隔操作を目指す以上は、いろんな情報を確認しながら、一日も早く実現できるように、努力してほしいと思います。

#### **川口一委員（分科員）**

県道十二所大湯線（秋田県道66号十二所花輪大湯線）のところの縄文遺跡群の大湯環状列石が今話題になっていますが、道路改良という観点からお聞きします。このたび、北海道・北東北の縄文遺跡群が、イコモス（ICOMOS。国際記念物遺跡会議。文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織。）から世界遺産登録が妥当であると示されて、文化庁から発表がありました。皆さんも確認したと思いますが、

イコモスの勧告で指摘された箇所があります。不適切な構造物については撤去又は軽減を図ること、と指摘されています。これは、大湯環状列石を分断している直線道路の移設が求められているという解釈でいいと思いますが、その辺の認識はどうですか。

#### **道路課長**

今回の指摘もそうですが、令和2年1月の国の推薦書は、将来的に迂回路を設置することを含めて提出されたと認識しています。その後、いつまでにどういう状況が求められるのか教育委員会に確認したところ、イコモスからは具体的に示されていないとのことでしたが、令和9年のイコモスによるモニタリング調査までに進展があればいいと建設部では伺っています。

#### **川口一委員（分科員）**

世界遺産登録に向けて長い年月を掛けて取り組んできた結果として、来月下旬に、ユネスコで登録の可否が発表されます。私はゴーサインが出ると確信しています。所管は教育庁でしょうが、道路の建設となれば建設部が主体性を持って進めてほしいです。建設部が関与する部分は大いにあると思いますが、その辺の状況はどうなっていますか。

#### **道路課長**

具体的なルートはまだ定まっていませんが、平成24年頃から教育庁と協議を進めています。来月7月に登録が発表された場合は、改めて教育委員会との連携を密にして、道路のあり方について協議を進めていきたいと思っています。

#### **川口一委員（分科員）**

是非スピード感を持って進めてください。コロナ禍が落ち着けば、人や物が動く時代に入っていきます。その前に、ある程度の計画を立てたり、予算の獲得があると思います。あそこは北東北の観光振興の目玉になっていき、地域の活性化につながりますし、自動車道の全線開通に関することも含めて波及効果が大きいです。教育庁とよく連携をして、主導的に進めてほしいと思います。

#### **道路課長**

縄文遺跡群の世界遺産については、県北地域に伊勢堂岱遺跡と大湯環状列石があります。高速道路については、二ツ井今泉道路が令和5年度につながります。能代地区線形改良や交差点改良も進めており、観光地につながるルートの整備もしていきたいと思っています。

#### **川口一委員（分科員）**

能代港について伺います。能代港については、これまでエコタウン構想の中でいろんな整備をしてきました。このたび、中国木材（中国木材株式会社。本社所在地は広島県呉市。大手製材メーカー。）が能代市の工業団地に進出することになりました。全

国に誇れる中国木材が進出してくるので、県としても能代港の整備を更に進めてほしいと思っているのですが、その辺の感想はどんなものでしょうか。

#### **港湾空港課長**

5月の連休明けに中国木材が進出するという発表があり、我々も能代港の発展のために非常に期待しているところです。ただ、これから用地を買収する予定のようであり、具体的な事業計画は示されていない状況ですので、事業計画を見据えて、能代港でお手伝いできることがないか検討していきたいと考えているところです。

#### **川口一委員（分科員）**

新たな企業誘致であり、先般の知事答弁では工業団地を更に造成して拡張していくとのことでしたので、その辺も含めて強力に進めていってほしいと思います。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

つい昨年に港湾計画は改定されたばかりですが、急遽決まった中国木材の進出ということもあるので、計画を更に変更していかなければならないのですか。

#### **港湾空港課長**

まだ具体的な取扱貨物量などが分からない状況です。そちらのほうははっきりと示されたときには、港湾計画についても検討していくものと思っています。能代港があるので進出したということで、すごく期待されていますので、その辺を見据えながら今後検討してまいりたいと思います。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

今進んでいる洋上風力関係で港湾の利用というのもあります。中国木材の利用が始まれば、港湾の使用エリアを分けるなど、いろいろ考えていかなければいけないと思います。そうした中で、洋上風力関連企業にとっては、少し手狭になることも予想されます。しっかり情報を共有しながら、何が必要になってくるのか前もって予測して取り組んでいただければと思います。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

昨日の予算審査の際に、港湾空港課長から除雪車の関係でいろいろ教えてもらって良かったです。除雪車のような大型の注文発注をする場合の見積り徴取では、県から見積り依頼する業者に仕様を提示していますが、その仕様は誰が誰と相談して決めるのですか。見積り依頼するまでのプロセスのルールはあるのですか。

#### **港湾空港課長**

空港の除雪車については、秋田空港も大館能代空港も更新計画を定めています。使用年数が20年から25年くらいになったものについて、順次更新していくような計画です。飽くまでも古くなったものを更新するという考え方の下、事務所等と相談しな

から発注の仕様等を検討して発注している状況です。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

除雪車を使う現場の人たちの声は重要なので、例えばこの辺の使い勝手を改善した機種が欲しいなど、仕様に新たに盛り込むために、現場の人と打合せをする必要があるといった決まりはあるのですか。

#### **港湾空港課長**

特に決まりはないと思いますが、毎年業者に委託して除雪していますので、職員と受託業者との打合せの中でそういう話が出てくれば、仕様に盛り込むことは可能だと思います。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

昨日の説明では、こういう特殊な機械の見積り徴取は2者又は3者程度であるとのことでした。昨日の話の言葉尻を捉えるわけではないですが、相みつ（相見積り）という感覚よりも、行政なので見積り合わせといった言い方のほうが適切ではないかと思いました。4,000万円以上の除雪車であれば、総合評価落札方式の工事に匹敵するような特殊な仕事になるわけなので、見積り徴取など業者への依頼は慎重な事務手続が必要だと思います。見積り徴取伺を起案するといったきちんとした手続は課内でとられていますか。

#### **港湾空港課長**

事務所で発注しますので、そちらで、そういう形の見積り依頼をしていると思います。

#### **工藤嘉範委員（分科員）**

大型の入札や見積り依頼については、建設部が県庁の中でトップランナーであり一番慣れているので、皆さんのルールが他の部局の模範になると思います。建設部がきちんとやっていけば、他の部局もきちんとするのだらうと思います。今後も適切な事務処理をお願いします。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

除雪車両を新しく購入した場合、古くなったものは入札した上で業者に処分してもらうという流れなのですか。

#### **港湾空港課長**

最初に、どこか使いたいところがないか庁内や市町村に照会を掛けます。どこもなければ、その次のステップとして民間に売却します。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

市町村に払い下げの場合は対価をもらうのですか。

#### **港湾空港課長**

空港の除雪車は、道路の除雪車と違って大型化していて、道路の除雪にはあまり使えないので、今まで市町村に払い下げた例はありません。もしあったとしても無償にならうかと思っています。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

民間に払下げとなったときは、どのくらいで売却

できるものなのですか。

#### **港湾空港課長**

令和2年に実績があり、大館能代空港のロータリー除雪車だったと思いますが、120万円くらいだったと記憶しています。

#### **佐藤信喜委員（分科員）**

最終的にはお金になり、それが県の歳入となって次の購入費に回すことができればいいので、売却処分も適切に進めていただければと思います。

#### **委員長（会長）**

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### **委員長（会長）**

以上で、建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、7月5日の予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午前11時32分 散会

令和3年7月5日（月曜日）

本日の会議案件

**1 議案第158号**

秋田県営住宅条例及び秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例案  
(討論・採決)  
(原案を可とすべきもの)

**2 議案第161号**

成瀬ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について  
(討論・採決)  
(原案を可とすべきもの)

**3 所管事項調査の継続**

(継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
建設部建設政策課	鎌田大将

**会議の概要**

午後1時31分 開議

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

説明者

建設部長	佐藤秀治
建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	浅井学
参事(兼)営繕課長	佐藤温

建設政策課長	三浦卓実
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治

**委員長**

ただいまから、本日の委員会を開きます。  
初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。  
付託議案について、討論・採決を行います。  
議案第158号及び議案第161号、以上2件を一括議題とします。  
討論を行います。  
【「なし」と呼ぶ者あり】

**委員長**

討論は、ないものと認めます。  
採決します。  
議案第158号及び議案第161号は、原案のとおり可決すべきものと、決定して御異議ありませんか。  
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**委員長**

御異議ないものと認めます。  
議案第158号及び議案第161号は、原案のとおり可決すべきものと、決定されました。  
次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。  
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**委員長**

御異議ないものと認めます。  
よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。  
この旨、議長に申し出ることといたします。  
以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。  
本日の委員会を終了します。  
閉会します。

午後1時32分 閉会